

労働者派遣単価契約約款

(総則)

- 第1条 派遣先（以下「発注者」という。）及び派遣元（以下「受注者」という。）は、単価契約書記載の労働者派遣契約に関し、受注者とその雇用する労働者を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下「派遣法」という。）に基づき、発注者に派遣し発注者の指揮命令を受けて発注者の業務に従事させるにあたり、この契約書に定めるもののほか、仕様書等（受注者から発注者に提出される「労働者派遣契約の内容（兼派遣先管理台帳）」を含む。以下同じ。）に従い、これを履行しなければならない。
- 2 前項の仕様書等に明示されていない事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(履行方法)

- 第2条 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって、契約書に記載する履行期間、仕様書等により日々履行することとされている業務又は指定する日に履行することとされている業務について、仕様書等に従い、それぞれ日々又は指定する日（以下「指定期日」という。）に履行するものとし、発注者は、履行が完了した部分に係る代金を支払う。

(権利義務の譲渡等の制限)

- 第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(業務内容の変更等)

- 第4条 発注者は、必要があると認めるときは、書面をもって受注者に通知し、業務の内容を変更し、又は一時中止することができる。この場合において、契約単価又は指定期日を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。
- 2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(指定期日の延長)

- 第5条 受注者は、その責に帰することができない事由により指定期日に労働者を派遣することができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明示した書類を提出し、指定期日の延長を求めることができる。この場合における延長日数は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(派遣労働者の通知)

- 第6条 受注者は、仕様書に基づく派遣就業の目的に適する派遣労働者の氏名、性別、その他派遣法に定める事項を通知しなければならない。

(派遣先責任者)

- 第7条 発注者は、派遣場所ごとに派遣先責任者を選任するものとする。
- 2 派遣先責任者は、適正な派遣就業確保のための措置を講じなければならない。

(派遣元責任者)

- 第8条 受注者は、自己の雇用する労働者（法人の場合には役員を含む。）の中から、派遣場所ごとに派遣元責任者を選任するものとする。
- 2 派遣元責任者は、派遣労働者の適正な就業確保のための措置を講じなければならない。

(指揮命令者)

- 第9条 発注者は、派遣労働者を自ら指揮命令して自己の事業のために使用し、仕様書等に定める就業条件を守って派遣業務に従事させることとし、発注者の職員の中から派遣場所ごとに指揮命令者を選任しなければならない。
- 2 指揮命令者は、業務の処理について、仕様書等に定める事項を守って派遣労働者を指揮命令し、契約外の業務に従事させることのないよう留意し、派遣労働者が安全、正確かつ適切に業務を処理できるよう、業務処理の方法、その他必要な事項を派遣労働者に周知し指導する。
- 3 指揮命令者は、前項に定めた事項以外でも発注者の職場維持・規律の保持・営業秘密及び個人情報等の漏洩防止のために必要な事項を派遣労働者に指示することができる。

(苦情処理)

- 第10条 発注者及び受注者は、派遣労働者からの苦情の申し出を受ける担当者を選任し、派遣労働者から申し出を受けた苦情の処理方法、発注者受注者間の連絡体制等を定めるものとする。
- 2 発注者及び受注者は、派遣労働者から苦情の申し出があった場合には、互いに協力して迅速な解決に努めなければならない。
- 3 前項により苦情を処理した場合には、発注者及び受注者は、その結果について必ず派遣労働者に知らせなければならない。

(安全衛生等)

- 第11条 発注者及び受注者は、労働基準法及び労働安全衛生法等に定める規定を遵守し、派遣労働者の労働基準・安全衛生の確保に努めるものとする。

(派遣労働者の交替等)

- 第12条 派遣労働者が就業するにあたり、遵守すべき発注者の業務処理方法、就業規則等に従わない場合、又は業務処理の能率が著しく低く労働者派遣の目的を達しない場合には、発注者は受注者にその理由を示し、派遣労働者への指導、改善、派遣労働者の交替等の適切な措置を要請することができる。
- 2 受注者は、前項の要請があった場合には、当該派遣労働者への指導、改善、派遣労働者の交替等適切な措置を講ずるものとする。
- 3 派遣労働者の傷病その他、やむを得ない理由がある場合には、受注者は発注者に通知して、派遣労働者を交替させることができる。

(業務上災害等)

- 第13条 派遣就業に伴う派遣労働者の業務上災害については、受注者が労働基準法に定める使用者の災害補償責任並びに労働者災害補償保険法に定める事業主の責任を負う。通勤災害については、受注者の加入する労働者災害補償保険により派遣労働者は給付を受ける。
- 2 発注者は、受注者の行う労災保険の申請手続等について必要な協力をしなければならない。

(賃金又は物価の変動に基づく契約単価の変更)

- 第14条 発注者又は受注者は、契約期間内に賃金又は物価の変動により契約単価が不相当となったと認めるときは、相手方に対して書面をもって、契約単価の変更を求めることができる。

(第三者に及ぼした損害)

- 第15条 業務の遂行に当たり通常避けることができない理由により第三者に損害を生じたときは、発注者がその損害を補償しなければならない。ただし、その損害のうち業務の遂行について、受注者及び受注者の派遣労働者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものは、受注者がこれを負担する。
- 2 前項に定めるもののほか、業務の遂行に当たり第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責に帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。
- 3 前2項の場合その他業務の遂行に当たり、第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者とが協力してその処理解決に当たるものとする。
- 4 受注者は、この条に基づく損害が生じたときは、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面をもって発注者に通知しなければならない。

(不履行における損害金)

- 第16条 受注者の責に帰する事由により、仕様書等により指示された指定期日に労働者を派遣することができない場合において、発注者は、新たに期日を指定して労働者を派遣させ、完了後受注者から損害金を徴収することができる。
- 2 前項の損害金の額は、不履行日数1日につき契約金額(予定数量に契約単価を乗じて得た金額(税込)をいう。以下同じ。)の1000分の1に相当する額とする。

(契約代金の支払い)

- 第17条 受注者は、月毎若しくは指定期日毎に、確定した数量に契約単価を乗じて得た金額(税込)を、発注者の確認を得て、書面をもって発注者に請求するものとする。ただし、算出の際に生じる円に満たない端数は、請求時にその端数を切り捨てるものとする。
- 2 発注者は、受注者からの正当な支払請求書を受領した日から30日以内に契約代金を支払うものとする。

(発注者の催告による解除権)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 履行期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由がないのに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第18条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第3条の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の目的を達することができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の目的の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) この契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその期間を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団(大和市暴力団排除条例(平成23年大和市条例第4号。以下、本条、第21条及び第26条において、「市条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(市条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (8) 第22条又は第22条の2の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第18条の3 第18条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の任意解除権)

第18条の4 発注者は、業務が完了するまでの間において、第18条及び第18条の2に定めるもののほか必要と認める場合には、契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(談合等不正行為に係る契約解除)

第19条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為を行い、同法第61条第1項の規定による排除措置命令が確定したとき。
- (2) 受注者が、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為を行い、同法第62条第1項の規定による課徴金納付命令が確定したとき。
- (3) 受注者(法人の場合にあっては、その代表者又は代理人、使用人その他の従業者)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

- 2 第23第1項及び第24条第2項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

(談合等不正行為に対する賠償金)

第20条 受注者は、当該契約に関して前条各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げない。

3 前2項の規定は、契約の履行が完了した後においても適用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第21条 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じて、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 受注者が個人である場合には、その者が市条例第2条第4号に掲げる暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められたとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)が市条例第2条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等と認められたとき。

(2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反したと認められるとき。

(3) 受注者及び役員等(受注者が個人である場合には、その者を、受注者が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

(4) 受注者が委託業務の一部を発注者の承諾を得て第三者に再委託する契約にあたり、その第三者が第1号から第3号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(5) 受注者が、第1号から第3号のいずれかに該当する者を前号に規定する契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 受注者がコンソーシアムの場合にあつては、前項の規定はその構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 第1項の規定により、発注者が契約を解除した場合においては、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

4 前項の場合において、受注者がコンソーシアムであるときは、構成員は、連帯して発注者に支払わなければならない。

(受注者の催告による解除権)

第22条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第22条の2 受注者は、第4条第1項の規定により業務の内容を変更したため契約金額(契約単価に予定数量を乗じて得た金額(税込)をいう。以下同じ。)が3分の2以上減少したとき、又は中止の期間が履行期間の2分の1以上に達したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第22条の3 第22条又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第23条 発注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、必要があるときは、履行済部分に対する契約金額に相当する額を受注者に支払うものとする。

2 前項に規定する履行済部分に対する契約金額に相当する額は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、発注者が定め受注者に通知する。

3 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、これを発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 前項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第18条、第18条の2、第19条、第21条第1項又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第18条の4、第22条又は第22条の2の規定によるときは発注者と受注者とが協議して定める。

5 第18条、第18条の2、第19条、第21条第1項又は次条第3項の規定により契約を解除した場合において、発注者は、第1項の履行済部分に対する契約金額に相当する額から第21条

第3項及び次条第2項に規定する違約金、第20条第1項及び次条第1項に規定する賠償金を控除することができる。

- 6 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第24条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) この契約に契約不適合があるとき。

(2) 第18条又は第18条の2の規定により、業務の完了後に契約が解除されたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、契約金額から履行済の金額を控除した額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(1) 第18条又は第18条の2の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

(2) 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により同項各号が第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

- 5 第2項の場合(第18条の2第7号及び第16条第1項の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

第25条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第22条又は第22条の2の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第26条 受注者は、契約の履行にあたって、市条例第2条第2号に掲げる暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 受注者は、不当介入を受けたことにより、派遣開始時に遅れ又は派遣継続に支障が生じるおそれがある場合は、発注者と派遣開始時又は派遣継続に関する協議を行わなければならない。

- 3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

- 4 受注者は、不当介入による被害により派遣開始時に遅れ又は派遣継続に支障が生じるおそれがある場合は、発注者と派遣開始時又は派遣継続に関する協議を行わなければならない。

(秘密の保持)

第27条 受注者は、業務を行ううえで知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

- 2 受注者は、その派遣労働者に対し業務遂行に伴い知り得た発注者の業務上の機密及び発注者の機密保持に関する規律の遵守を徹底するよう指導教育しなければならないものとする。

(個人情報の保護)

第28条 発注者及び受注者は、この契約上知り得た派遣労働者の全ての個人情報を保護し、これ

を漏らしてはならない。

2 受注者（受注者の派遣労働者を含む。以下同じ。）は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）秘密等の保持

受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（2）個人情報の取扱い

受注者は、この契約により業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

（3）再委託の禁止

受注者は、個人情報の処理は自ら行い、第三者にその処理を委託してはならない。

（4）目的以外の使用禁止

受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡されたデータ（仕様書に基づくデータで、テキストデータ及びJPG・BMPデータをいう。以下「データ」という。）をこの契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（5）複写、複製の禁止

受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡されたデータを発注者の承諾なくして複写又は複製してはならない。

（6）個人情報の保管

受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡されたデータをき損及び滅失することのないよう、当該個人情報の安全な管理に努めなければならない。

（7）返還義務

受注者は、この契約による義務を処理するため発注者から引き渡されたデータを業務完了後、速やかに発注者に返還しなければならない。

（8）事故報告義務

受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡されたデータの内容を漏えい、き損及び滅失した場合は、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

（疑義の解決）

第29条 この契約書に定める条項その他について疑義が生じた場合には、発注者と受注者とが協議のうえ解決するものとする。

（争訟の提起）

第30条 この契約に関する争訟の提起、申立て等は、専属管轄を除くほか、発注者の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

（補則）

第31条 この約款に定めのない事項については、大和市契約規則（昭和55年大和市規則第38号）の定めるところによるほか、必要に応じて発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。